

# 愛知県立岡崎北高等学校同窓会会則 第二版

初版 昭和49年8月18日 制定施行  
第二版 令和3年9月19日 改正施行  
令和4年11月27日 改正

## 第1章 総 則

第1条 本会は、北高会と称する。

第2条 本会は、事務局を愛知県立岡崎北高等学校内（愛知県岡崎市石神町17-1）に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、母校の発展に対して積極的に尽力し、会員相互の親和と協調を図り、母校の名誉と会員の福利を増進することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員は、下記のものとする。

- 1 普通会員 旧岡崎町立高等女学校卒業生 旧岡崎市立高等女学校卒業生  
旧岡崎市立高等学校卒業生 愛知県立岡崎北高等学校卒業生  
ただし、中途退学者で会費を納入した者は、会員とする。
- 2 特別会員 旧岡崎町立高等女学校職員 旧岡崎市立高等女学校職員  
旧岡崎市立高等学校職員 愛知県立岡崎北高等学校職員
- 3 名誉会員 総会で推薦された学識経験者。

## 第4章 組 織

第6条 本会の運営組織は、総会、役員会および常任委員会、卒業年度毎の学年代表者により構成される。

## 第5章 役員会および役員

第7条 役員会は、本会の全役員及び会計監査によって構成される。

第8条 役員会は、本会の運営に関する事項を協議決定し、その上で業務を円滑に運営し、結果を総会において報告をする。

第9条 本会には、次の役員を置く。

1	会 長	1名
2	副会長	4名以内
3	書 記	2名
4	会 計	3名
5	会計監査	3名
6	事務局長	1名
7	学校側代表	1名
8	各常任委員会委員長	各1名
9	各常任委員会副委員長	若干名
10	各常任委員	若干名
11	顧問	若干名

第10条 会長、副会長は、役員の互選により決定する。

第11条 会長は、本会を代表して職務を司り、役員会の長として本会のすべて事業について責任を負う。

第12条 副会長は、常任委員会の運営を補佐し、会長や他の役員の不在または、執務不能の場合、これに代わってすべての職務を執行する。

第13条 書記、会計、常任委員は会員の中より役員会で選出し会長が任命する。

第14条 書記は、総会、役員会の会議録、その他について正確完全な記録および保管に当たり、本会に関する通信文を取り扱う。

第15条 会計は、本会の資金を保管し、第10章 第29条～第32条の規定に基づいて勘定の支払いを行い、更に取扱事務の記録をとる。

第16条 学校側代表は、学校側で選出し本会と学校との連絡協調を計る。

第17条 各常任委員会委員長各1名、各副委員長若干名は、それぞれの常任委員の互選とする。

第18条 役員任期は、1ヶ年とし、総会より次期までとする。ただし、再選を妨げない。

第19条 本会は、役員会の推薦により、会員の中より顧問を置くことができる。

## 第6章 会計監査

第20条 会計監査は、会員の中より2名、学校側より1名選出し、役員会において決定する。

第21条 会計監査は、本会の会計を監査することを職責とし、その任期は、再選を妨げない。

## 第7章 常任委員会および常任委員と特別委員会

第22条 常任委員会は、役員会の内部組織として本会の実務の運営をする。定期総会の開催に関する業務を総務常任委員会、会報の発行および発送・ホームページの管理・会員名簿の管理および会員への案内などの発送、発信に関する業務を広報常任委員会が担当をする。常任委員会は常任委員で構成する。尚、周年行事など期間限定の特別な委員会が必要になった場合には、役員会にて協議の上、特別委員会を設置し会員の中から委員の選出をすることができる。

## 第8章 学年代表

第23条 各学年は卒業までに卒業クラス毎にクラス幹事を2名選出する。

第24条 学年代表1名・副代表2名を、卒業年度毎にクラス幹事の中から選出し本会との連絡係および名簿係を務める。ただし、定時制課程は、別個に卒業年度毎に1名選出する。

第25条 学年代表の交代に際しては、クラス幹事を中心に各学年会員でよく相談をし決定後はすみやかに事務局へ報告をする。

第26条 学年代表は、本会の運営ならびに組織の中堅であり、各年度会員の実態を把握し、副代表と協力をしながらその連絡網などの維持を行う。

## 第9章 総 会

第27条 総会は、全会員によって構成される。

第28条 総会は、各年度の事業と決算、および新年度の事業計画ならびに予算の報告を行う。原則として毎年9月第3日曜日に開催する。

## 第10章 財 政

第29条 普通会員は、入会時までに入会金6,000円を納めなければならない。

第30条 本会の経費の支出は、役員会において決定された予算に基づいて行う。

第31条 役員会の承認があれば必要に応じて経費の支払いを行う。

第32条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第11章 事 務 局

第33条 事務局は、事務局長、書記、会計、会計監査（以上4役は第9条参照）と事務局員で構成する。

第34条 事務局員は、同窓生を含めた学校関係者で構成する。

## 第12章 その他

第35条 慶弔に関わる項目等は、経済や社会情勢に配慮をし、役員会で別途規定として定め、総会にて報告をする。

第36条 会員が支部を設ける場合には、役員会の承認を必要とする。

## 第13章 改正

第37条 本会会則に改正が必要な場合は、会員が改正案を書面にて役員会に提出し、役員会にて十分に検討をして決定する。

### 同窓会会則 第12章に関する別途規定

平成19年9月 9日 改正施行  
平成20年9月14日 改正施行  
平成21年9月20日 改正施行  
平成22年9月26日 改正施行  
平成25年9月22日 改正施行  
平成26年9月21日 改正施行  
令和1年9月15日 改正施行  
令和3年9月19日 改正施行  
令和5年3月12日 改正施行

#### 1 会員死亡の場合

- (1) 役員、現職員…花輪もしくは、生花一对
- (2) 歴代校長………弔電

#### 2 現職員転任及び退職の場合は、下記の金額を記念品料として贈る。

- (1) 現職員で北高会役員を現在・過去になされた方・・・一律 10,000円

#### 3 激励費等

- (1) 東海大会出場部等には、3名まで20,000円、4～6名30,000円、7～10名は、55,000円、11名以上は、75,000円を激励費として授与する。なお、全国大会に進出した場合には、さらに、10,000円授与するものとする。
- (2) 3ヶ年皆勤者には、記念品を贈呈する。

4 総会の懇親会出席者は、懇親会費を納める。ただし、高女・市高とその年の卒業生からは、徴収しない。

5 会員の中で、特に顕著なる業績のある場合は、その都度、役員会にて顕彰方法を検討する。

6 その他の出費は、会長、副会長、事務局長で検討する。